

## むつ市議会第223回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成27年3月12日（木曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第41号 平成26年度むつ市一般会計補正予算

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

第2 議案第1号 むつ市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例

第3 議案第2号 むつ市ふるさと納税寄附金基金条例

第4 議案第3号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

第5 議案第4号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

第6 議案第5号 むつ市キッズパーク条例

第7 議案第6号 むつ市大湊展望台条例

第8 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

第9 議案第8号 むつ市行政手続条例の一部を改正する条例

第10 議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第11 議案第10号 むつ市職員の給与の特例に関する条例

第12 議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例の一部を改正する条例

第13 議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

第14 議案第13号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

第15 議案第14号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例

第16 議案第15号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例

第17 議案第16号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例

第18 議案第17号 むつ市図書館資料購入基金条例を廃止する条例

第19 議案第18号 むつ市地域福祉基金条例を廃止する条例

第20 議案第19号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例を廃止する条例

第21 議案第20号 むつ市ふるさと活性化対策基金条例を廃止する条例

第22 議案第21号 むつ市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

第23 議案第22号 財産の取得について

（都市計画道路横迎町中央2号線の道路用地を取得するためのもの）

- 第24 議案第23号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第25 議案第24号 新市まちづくり計画の変更について
- 第26 議案第25号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第27 議案第26号 公有水面埋立てに係る意見について
- 第28 議案第27号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第29 議案第28号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第30 議案第29号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第31 議案第30号 平成26年度むつ市一般会計補正予算
- 第32 議案第31号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第33 議案第32号 平成26年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第34 議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算
- 第35 議案第34号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第36 議案第35号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第37 議案第36号 平成27年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第38 議案第37号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第39 議案第38号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第40 議案第39号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第41 議案第40号 平成27年度むつ市水道事業会計予算
- 第42 報告第1号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第43 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市一般会計補正予算)
- 第44 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第45 報告第4号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第46 報告第5号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第47 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	富 岡 幸 夫
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修
20番	佐々木 隆 徳	21番	上 路 徳 昭
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	新 遠 藤 雪 夫
代 表 員	阿 部 昇	総 務 政 策 長	伊 藤 道 郎
監 査 委 員		民 生 部 事 健 部 事	
財 務 部 長	石 野 了	保 福 理 社	猪 口 和 則
保 健 福 祉 長	花 山 俊 春	経 済 部 長	浜 田 一 之
建 設 部 長	鏡 谷 晃	下 水 道 長	酒 井 嘉 政
川 内 庁 舎 長	松 本 大 志	大 畑 庁 舎 長	畑 中 恒 治
協 野 沢 長	白 尾 芳 春	会 管 総 政 理 出 納 室 長	鹿 内 徹
選 挙 管 理 委 員 局 長	館 健 二	農 務 員 局 長	工 藤 初 男

教育部長	古川俊子	業務部長	齊藤鐘司
総政推進	高橋	策進課	川西伸二
総政副企課	光野	策理課	柳谷孝志
財務副課	氏家	策理課	赤坂吉千代
民政推進課	畑中	策進課	井田敦子
保福副児課	掛端	策進課	赤田貴生
教委事政推総	寺島	策進課	室館幸一
総政防課	須藤	策防課	千代谷賀士子
建用地課	中里	策防課	佐藤節雄
建建築課	高橋	策防課	佐藤衛
川市福総	坂野	策防課	伊藤恭雄
教委事生涯	木村	策防課	中村智郎
総政総主	栗橋	策防課	菊池
公務企業長		業務部長	
総政副総		策理課	
財政推		策理課	
財務副課		策理課	
保福政推介課		策理課	
保福副健康		策理課	
教委事副学課		策理課	
保福介福総		策理課	
建都課		策理課	
川市課		策理課	
監事総		策理課	
総政総主		策理課	
保福介福主		策理課	

育  
会  
局  
校  
課  
事  
員  
務  
育  
主  
導  
教  
委  
事  
學  
教  
指

石 川 禎 大

事務局職員出席者

事  
務  
局  
長  
總  
括  
主  
幹  
主  
任  
主  
查

柳 田 論  
佐 藤 孝 悅  
村 口 一 也

次 長 濱 田 賢 一  
主 幹 小 林 睦 子  
主 事 山 本 翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月11日、本会議終了後、市長から本定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、その後開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

## ◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 日程第1 議案第41号 平成26年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第41号 平成26年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

今回提案いたします補正予算は、4億2,328万

8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は346億5,651万8,000円となります。

初めに、歳出についてですが、地方創生に向けた先行的な施策として、総務費にむつ市総合戦略策定事業費の外13事業を、商工費にプレミアム付き商品券発行に係る事業費を計上するほか、消防費に要援護者等屋内退避施設確保事業費を計上しております。

次に、歳入についてですが、国庫支出金及び県支出金には歳出との関連において補助金見込額を計上しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩ししております。

また、年度内に事業完了が見込めないことから、むつ市総合戦略策定事業外15事業について繰越明許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました1議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第41号については、3月20日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

## ◎日程第2～日程第47 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第1号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第1号 むつ市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第2号

○議長(山本留義) 次は、日程第3 議案第2号 むつ市ふるさと納税寄附金基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番(中村正志) それでは、議案第2号につきまして質疑をさせていただきます。

齊藤議員の一般質問の中でもあったかと思うのですが、まずは第5条第1項の部分で用途を明確にするとの理由で今回この基金条例をつくるに当たり、第5条第1項の部分を見てみますと、寄附金の用途の指定に応じた市政に関する事業に要する経費というふうなくくりになっていまして、意外と間口が広いなというふうな印象を受けますのでありますが、そのほか見ますと、第7条のところでは、この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるというふうな書き方もしてありますので、ほかの部分で用途を明確にするような形で決めていくのか、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。

また、ふるさと納税、これ結構もらうといいますが、入ってくる部分についてはいろいろ話題になって金額等わかるのですが、その反面出ていっている部分もあるかと思えます。むつ市においてほかの自治体に寄附がどれくらい、件数でもいいのですが、行っているのか。これは、あと直接は

所得税なので、市税とかにはそんなそんな影響はないと思いますが、もし市税等に影響があるのであればどれくらい、また関連して、そのもらった額によって交付税のほうにもし影響があるとすれば、そのあたりについてもお知らせ願いたいと思います。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) 条例第5条第1項につきましては、本条例案とともに公布する予定でございますむつ市ふるさと納税寄附金基金条例施行規則で4つの項目の事業を定めることとしております。これまでも用途方法を指定していただいたうえで寄附を頂戴しておりましたが、安心して暮らせるまちづくり、次代を担う子どもたちのひとづくり、産業振興の促進の3つの項目につきましては従来どおりの用途となっております。これら3項目に加えまして、来年度はジオパーク推進事業を充当事業の一つに加える予定としておりまして、齊藤議員の一般質問に対する市長答弁にもありましたとおり、その時々的重要な政策についても、それがいかにむつ市の発展につながるかを明確にPRしつつ、ふるさと納税の充当事業として設定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(山本留義) 財務部長。

○財務部長(石野 了) むつ市から出ているマイナス分はどれくらいであるかというお尋ねにお答えいたします。

ふるさと納税は、寄附金から2,000円を超える部分を一定の上限まで所得税等を個人住民税から控除される仕組みであります。今年度の市民税の課税状況によりますと、平成25年の市外への寄附金に係るふるさと納税該当分は13件で、寄附金額は130万3,000円、個人市民税の減収分は25万8,000円となっております。この市税の減収分につきましては、普通交付税で75%が増額される仕

組みとなっておりますことから、マイナス分としては6万4,500円となります。

以上です。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第3号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第3号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第4号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第5号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第5号 むつ市キッズパーク条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 3点ほどお伺いいたします。

まず、この施設、維持管理の方法はどういうふうにするのかというのをお聞きしたいと思えます。人を1人配置するのか2人配置するのか、そこも含めてお願いいたします。そして、維持費というのは、費用はどのくらいになるのかということです。

2点目は、使う方には無料で開放するのか、それとも使用料を徴収するのかというのもお聞きしたいと思えます。

3点目としては、一応小学校3年生まで利用できるというふうになっているのですが、なぜ小学校3年生というところで区切っているのかというのをお聞きしたいと思えます。

そして、こういう小学校3年生で区切るということは、例えば親がいて、子供が小学校4年生と3年生がいる、そういうご家族の方がいたとすると、親は小学校4年生をそこに連れて行くことはできないということになると思うのですが、そういう形になってしまうというのでよろしいのかど



うか。もう少し小学校3年生というのに幅を持たすことはできないものかどうかというのを聞きしたいなというふうに思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

まず、維持管理のことでございますけれども、職員に関しては正保育士1名、臨時保育士1名、事務補助臨時職員の1名がローテーションを組み、平日は2名、土日、祝日は3名がコアとなって管理する直営体制での運営をいたします。土日、祝日に関しては、多数の来場が見込まれることから、子育てサークルを中心としたボランティアなどにも監視員的にお手伝いいただくこととしております。

維持費につきましては、電気料130万円、燃料費95万円、施設管理、警備及び清掃業務委託料約210万円などで、年間の維持管理費は約530万円程度を見込んでおります。

次に、使用料に関してですけれども、子育て世代の方に広く利用していただくことを目的としておりますことから、無料としたいと考えております。

最後に、小学校3年生と限定するのはなぜかについてであります。この施設は基本的に未就学児童を対象とした施設、小学校入学前のお子さんたちを対象とした施設と考えておまして、中に置く遊具についても未就学児童を想定したものを設置することとしております。しかし、家族構成として未就学児童と小学生という世帯も多数ありますので、対象年齢を設定するに当たり、設置する遊具のたぐいや未就学児童と事故なく遊べる子供たちの年齢差などを勘案し、小学校3年生程度までとしたものでありまして、保護者の都合により小学校4年生以上であっても、一緒に連れてこなければならぬということであれば、条例第6

条第3号に規定しております市長が特に必要と認める者として入場を許可することとしたいと考えております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 維持管理費についてちょっとお聞きしたいのですが、これは市独自の施策というのか、施設というふうに考えてよろしいのかどうか。というのは、例えば県とか国の一定の何か補助というのが、こういう施設を運営するとあるものかどうかというもお聞きしたいなというふうに思います。もしそういうのがなかったならば、ぜひ県のほうに声を上げるということも検討してもらえればなというふうに思うのですが。

それと、小学校3年生で限定するということに関してですが、これは（3）に、「市長が特に必要があると認める者」というふうに書いてあるのですが、これは当然事前に承認を求めて、そして利用するという形になると思うのですが、そうするとかなり手続が面倒かなというふうなイメージを持ちます。そういう承認を別に求めないで、子供さんたちがそこに行って遊びたいということで親御さんが行ったら、いや、この子は小学校4年生だからだめですよと現場で言われて帰されたというふうな事例が生じる可能性があるのかなと。そうなると、やっぱり窓口でそれなりの柔軟な対応をするということも必要なのではないかなと思うのですが、そのところの運営の仕方もちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 2点にわたるお尋ねでございます。

最初の市の単費となるのかというふうな部分ですけれども、将来的には子育て支援というところで補助金を得られるような活動もしていきたいとは考えておりますけれども、今のところは全て市の単費で賄うこととなります。

それから、2点目の窓口での受付体制ということですが、そういうところは議員ご指摘のとおり、そういうところに配慮して柔軟に対応したいと考えております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） キッズパーク条例につきまして、質疑をさせていただきます。

私も質疑も、第6条第1号、その1点でありまして、今理由のほうは聞きましたし、その運営のほうも聞きましたし、柔軟に対応しますと。柔軟に対応するのであれば、第1号の項目は特に必要ないのではないのでしょうか。4年生ならいい、5年生ならだめ、6年生ならだめとか。本当にいろんな意味で切りなくなると思いますし、よくR指定というのはわかりますけれども、これ以上はだめという指定はなかなか難しいのではないかなというふうな感じを受けているのです。今の説明みたいに、そこの施設が未就学児童を対象とした遊具とかであれば、最初は珍しくて1回、2回行くかもしれませんが、大きい子供たちはそのうち行かなくなるのではないかなというふうな気もしますので、今みたいな窓口でそれなりの対応をするのであれば、特に第1号を設ける必要がないのかなという気がしていますけれども、それでもやっぱり必要でしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 条例の規定の第6条第1号のことにに関してでございます。小学3年生以下の児童及びその保護者ということでうたってありますけれども、先ほどご説明いたしましたように、基本的には遊具も未就学児童を対象としたものとしておりますけれども、その遊具を使って一緒に遊べる年齢ということを考えて、それと親子同伴でなければ入れないということも含めて、

その保護者というふうなことを規定する必要もございましたので、第6条は基本的な利用者ということでの条項として設けさせていただいたところでは。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） わかりました。ただ、今初めて聞いたのが、保護者同伴でなければ入れないということなのですね。では、子供たちだけで行った場合は入れないということでもいいのですか。もう一度お願いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 施設の中に監視員的な方は配置する予定でございますけれども、あくまでもその施設内で子供たちが遊んでいて事故的なことがあったとか、そういうふうなことが考えられますので、遊具を使って遊んでいる部分でも、目の行き届かない部分がある可能性があるんで、必ず親子同伴ということでこちらのほうとしては限定した形で考えております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 済みません、ちょっと重箱の隅をつつくような言い方で大変恐縮なのですが、例えばでは私が自分の子供と、いとこの子供を連れていく、これはだめということですね、基本的には。済みません、3回目なのでもうちょっとと言いますが、要は今のお話を聞きますと、そうなる事故あったときの責任の所在というのがちょっとはつきりしないところもありますので、それについてはぜひきちんと決めておいてほしいなというふうに思います。なので、済みません、もう一回、では最初のほうの親が行かなくてだめということは、あくまでも自分の子供であって、いとこの子供を連れていったりすることは、それはだめということですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 先ほど私の言い方、

ちょっと限定的な言い方をしてしまいました。第6条第1号に定めているのは、その保護者ということになっておりまして、親子、それからおじいちゃんと孫とか、それからその連れてこられるお子さんを付添的にきちんと保護できる方であればいいというふうにこちらでは考えております。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第6号

○議長（山本留義） 次は、日程第7 議案第6号 むつ市大湊展望台条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、維持管理費は幾らになるのかということ。維持管理には人を配置する施設ではないなというふうな前提でちょっと考えていましたので、もし人を配置するのであれば、そのところも含めてお願いしたいと思います。

そして、使う方からは利用料とか使用料、見学料というのですか、そういうのは取るのかどうかというもお聞きしたいと思います。

それと、この近くには安渡館というのが建てられているのですが、その施設などとの一体管理となるのか、それとも別々の管理。指定管理をする予定となっておりますが、別々の管理となるのか、一体管理となるのかというのをお聞きしたい

と思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） お答えいたします。

維持管理費につきましては、電気料金、清掃作業委託料を含め、年間310万円程度を見込んでおります。維持管理に人を使うのかということですが、安渡館と一体的に管理するという方向で考えております。

利用料に関しましては、多くの方々に歴史ある大湊の町並み、芦崎湾、海上自衛隊艦艇を眺めていただくための施設であることから、無料で広く利用していただきたいと考えております。

安渡館などとの一体管理となるのかについてでございますが、安渡館と展望台を一体的に管理することにしております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 安渡館との一体管理ということですが、安渡館に行かないで、もう直接展望台に行ったりするという方もいるかと思うのですが、そういう意味では自由に出入りができて、自由に上ることができるというふうな形になるものかどうか。必ず安渡館を経由しないと行けないというふうなものになっているのかどうか、そこもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 出入りににつきましては、自由に出入りできるという部分で考えておりまして、大湊展望台には職員は置かないわけですが、管内に監視カメラを設置しまして、安渡館の管理事務室からモニターで監視するシステムを採用しておりますので、安渡館の職員がモニターで監視し、また定期的に巡回を行うということで考えております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第7号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第8号

○議長(山本留義) 次は、日程第9 議案第8号 むつ市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第9号

○議長(山本留義) 次は、日程第10 議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番目時睦男議員。

○6番(目時睦男) 議案第9号について、3点ほどお尋ねをしたいと思います。

1つは、提案理由の中にありますとおり、青森県人事委員会の勧告によって条例を改正するものだということではありますが、具体的には職員の給与制度は国家公務員の制度を基本に措置してきていること、他の都道府県の動向を踏まえ、本県においても人事院勧告の内容を基本に給与制度の総合的見直しの実施との県の人事委員会の勧告によるものだという理解でよろしいのかどうか。

2点目は、人事院勧告によりますと、平均2%の引き下げということになっているわけですが、今回の条例改正による職員1人当たりの平均引き下げ額と平均引き下げ率、それに伴う人件費が幾ら削減になるのかお知らせを願いたいと思います。

3点目は、管理職員特別勤務手当のうち週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合の勤務1回当たりの手当額については、県の人事委員会勧告は6,000円ですが、今回の条例改正で4,000円とした理由をお知らせを願いたいと思います。

以上、3点お伺いをいたします。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) お答えいたします。

この条例案の詳細についてというようなことで通告を受けておりましたので、若干準備してきた回答がございます。そちらのほうを紹介したいと思います。

青森県人事委員会が行いました県職員の給与に関する勧告に鑑み、給与制度の総合的見直しとして職員に適用される給料表を平均1.8%の減額改定するものとなっております。このほかに単身赴任手当の額の改定、それから住居手当及び単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲並びに管理職員特別勤務手当に係る支給事由を拡大するものとなっております。また、これまで支給してまいりました平成18年の給与構造改革における経過措置額を、平成27年度から2分の1を減じた額を支給することとして、平成30年度からは支給しないものとなっております。

また、人件費幾ら削減されるかというような部分につきましては、1,139万7,000円と試算しております。

それから、3点目ですが、管理職員特別勤務手当、これを4,000円にした理由というようなことでございますけれども、そういう県の勧告がございましたので、市のほうとしても、ここの部分についても勤務1回につきまして4,000円を超えない範囲において規則で定めるとしてあります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） もう一度、今のお話でいきますと、管理職員特別勤務手当が県の人事委員会の勧告も4,000円だと、ですから横並びをして4,000円に改正をするのだということでのお話であったというふうな理解をしますが、私の認識としては、県の人事委員会勧告は6,000円という理解をしているのでありますが、もう一度お尋ねをしたいと思います。

もう一つは、この一部改正にかかわる部分で、労使交渉経緯はどのような状況にあったのかお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 労使交渉の部分で

ございますけれども、これにつきましては2月23日に確認書を交わしております。

それから、この管理職員特別勤務手当の部分でございますけれども、県のほうが6,000円ということでございますが、市のほうでは4,000円以内、4,000円を超えない範囲ということで定めるといようなことでございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 管理職員特別勤務手当の部分について、今わかりました。私の理解と一致をしたわけでありますが、県の人事委員会の6,000円から4,000円にした理由をお知らせ願います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） この4,000円にいたしました部分につきましては、今明確にお答えすることができませんので、後ほどお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第10号

○議長（山本留義） 次は、日程第11 議案第10号 むつ市職員の給与の特例に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第10号は、平成27年4月

1日から平成28年3月31日までの間、職員の給料を減額するという議案であります。市長は、財政が厳しい折、苦渋の選択で職員の給料を下げさせてほしいというふうな話を過去にしておりました。一方で、政府は所得を上げようと、上げてくださいというふうな経済界に対する指示も出ております。そういう中で、地域に与える経済も果たしてどうなるかというふうなことを思っているところではありますが、職員の皆さんには組合がありますから、組合との交渉があったと思います。その結果はどういうふうな結果だった、やりとりがあつての結果だったのか。そのときに意見、要望等あつたのかどうか、ありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、職員組合とどのようなやりとりがあつて、結果はどうだったのか、それからあわせて意見や要望があつたのかということのお尋ねだと思いますけれども、今回のこの件につきましては、少し丁寧にご説明をさせていただきます。

平成27年度の予算編成に当たりましては、財政健全化を最重要事項としたところでありまして、具体的にはあらゆる無駄の排除を前提とした内部経費の削減、市単独補助金の原則10%カットを含めた既存事務事業の徹底的な見直し、類似団体との比較による事業量の調整と、一般財源ベースで5億円の削減を目標とした財源対策のたたき台を作成し、これをもって庁内組織であります政策調整会議において、その可否についての議論を重ねるとともに、予算査定とも連動させることで一定の成果は得られたということでもあります。

しかしながら、歳出の削減は住民サービスとの兼ね合いもあり、決してたやすいものではなく、結果として削減目標額の達成には至らなかったものの、これ以上市民生活への直接的なご負担をお

願いするというのも難しい状況にありますことから、先行して実施していた私を初めとする特別職の給与、それから管理職手当の削減に加えて職員の給与の減額措置を実施する苦渋の決断をした次第であります。

このことから、職員組合とは2月5日、13日、23日の3回にわたり総務政策部長、財務部長等が組合側と団体交渉を行っております。この中には、職員給与を削減せざるを得ない財政状況に至った経緯、削減率、削減期間等についての説明、協議を重ね、結果として職員組合からは平成27年度予算編成を停滞させたくないとのことから重い判断をしていただいたものであり、去る2月23日付で職員組合との間に確認書を取り交わしております。また、2月24日には副市長から全職員に対し、協力依頼を行ったところであります。

要望や意見があつたのかということでもありますけれども、確認書においては、財政基盤の確立と減額措置の早期解消、軽減を図るため、平成26年度の決算状況、平成27年度の財政状況、また平成28年度の予算編成などにおいて適時意見交換を行うこととしております。

以上です。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 私からは、3点ほどお願いいたします。

まず1点目ですが、今同僚議員の質疑に対する答弁を聞いていても、よくわかりませんでしたので、3%を減らす財政が悪いというのその理由、それをお聞きしたいなと。減らす理由です。そして、3%とした理由、そして1年間としたこの理由、根拠というのもお聞きしたいなというふうに思います。

2点目ですが、3%減額の対象人数と総額は幾

らになるのかということです。そして、ことし1月からはもう管理職手当のほうも減らしているということですが、特別職手当、そういうのも含めたら総額は幾らになるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、こういう多分3,000万円、4,000万円規模で、先ほど人事院勧告のほうも1,100万円以上の減額とかを合わせるとかなりの額になりますので、やはり地域経済への影響はあるものと思いますが、これについては市長はどういうふうを考えているかということをお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、お尋ねの1点目であります3%の減額の理由と1年間の根拠についてお答えいたします。これまでも申し上げましたとおり、平成27年度の予算編成におきましては、一般財源ベースで5億円の削減を目標とした財源対策のたたき台を作成し、その可否についての議論を重ねるとともに、予算査定とも連動させることで一定の成果は得られたところではありますが、結果としてこの削減目標の額の達成には至らなかったことから、この不足分を補うため給与の3%を減額する決断をしたものであります。

また、減額の期間を1年間とした根拠につきましては、新年度におきまして、平成28年度以降を見据え、早い段階から全庁一丸となって歳入歳出両面にわたる改革に取り組み、給与の減額に頼らずとも運営可能な財政構造への転換を図ることとしたことから、減額の期間を1年間としたものであります。

お尋ねの2点目、3%減額の人数と総額は幾らか、管理職手当減額を含めると総額は幾らかということでもありますけれども、まず一般会計に係る3%減額分につきましては、人数としては480名、

総額は8,609万6,000円、管理職手当減額分を含めると総額は1億857万6,000円となっております。

お尋ねの3点目、減額の地域経済への影響についてであります。私自身影響がないとは言いきれないものの、まずは何をあいても財政再生団体への転落といった最悪の事態に陥ること、このことのほうが市民サービスに大きな影響が出るというふうを考えております。また、このことを避けなければならないというふうな判断によるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 当初の目標が5億円を減らすというところから出発して、それに至らない不足分を3%ということで補ったというふうな理由がありますが、この財政が悪いというの、その原因というのは職員にあるというふうに市長は考えているものかどうか、ここをちょっとお聞きしたいなど。財政が悪くなった原因です。やはりそのところをしっかりと確認しないと、一般職員にも責任があったのかどうか、そのところをちょっとお聞きしたいなどと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

何か財政が悪いとかという理由が一般職員にあったのかということは、私はそのようには考えておりません。構造的に歳入がどんどん減っていくということが大きな原因であるとともに、要するに自主財源の割合が構造的に低いということが主な原因であると思います。ですから、今回は誰が悪いから減額をしたということではなくて、我々自身、そういう意味では市の単独補助の部分も10%カットしたということもありますし、そういった痛みを市民の皆様にも負担を求めているということでもありますし、そういったことから、もう削るところが今回はないという中で、職員組合にもご協力いただいて、今回このような結果になっ

たというふうな理解をしていただきたいと思いません。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） やはりそこを、財政が悪いと、悪くなると、今後も予想されると、今まではそれに対する対処がなかなかできなかった、そういうところの検証というのをしっかりやらないと、やらないまま進むと、もう次から次へと職員の給料カットのほうへどんどん、どんどん行くというふうな発想になるというふうに私は思います。市長がおでかけ市長室ですか、そういうこと出かけて、財政悪化の主な原因ということでホームページにも掲載しているのを見ると、少子高齢化に伴う市税収入の伸び悩みとか、市町村合併に伴う普通交付税の減少だとか、電源立地地域対策交付金の減少、下北医療センターの不良債務解消のための歳出増、国民健康保険特別会計の累積赤字解消のための支出増とか、除排雪経費の高どまりというのを主な財政悪化の要因というふうにしているのですが、この要因には職員が原因というのが全く見えないのです。職員の働きが悪かったがためにこういう悪化の要因をつくったというのが全然見えないような……

○議長（山本留義） 横垣議員、発言に気をつけながら。

○2番（横垣成年） 職員は、やっぱり与えられた仕事を一生懸命やっているわけですよね。そこでそれに対して減額をするというのは、本当に仕方がないときにやるべきであって、その前にやる対策をもっともっと先行するべきではないかなというふうに思うのです。だから、市長がおでかけ市長室で説明しているこの財政悪化の主な要因の中には、ほとんど市の職員が原因でこういうふうに悪化したというものはない。そういう中で、市の職員の懐に手を突っ込むというふうな発想はやっぱりよろしくないなと私は思います。そういう意

味では、なぜ財政が悪化しているのかというのをもう少し分析して、その原因は何かというのをもう少し明らかにしてほしい。やっぱりこれだけでは職員の給与をカットする原因には私はならない。ただ5億円をクリアするために、その不足分のために3%というふうな発想であれば、次の予算計上のときは、今度10億円カットするためにその不足分をとか、どんどん、どんどん発想がそういうふうになってしまうのではないかなと。本当の財政の悪化の原因は、やっぱり今までの無計画的な財政運営が今の悪化の原因をつくったというふうに私は思っています。いろんな箱物をいっぱいつくったとか、同じ建物でもお金をかけ過ぎた建物をつくってしまったとか、そこら辺の精査がやっぱり薄かったがために、こういう財政悪化をつくったと。そこら辺の原因分析をもっとするべきではないかなと思いますので、市長、これから対処するために、そのところの考え方、もう少し分析をするべきだと。それこそ財政計画もしっかりとつくったうえで財政運営するべきだということをお聞きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 非常に長いお尋ねでありましたので、要点を絞ってお答えさせていただきますけれども、何かこれまで無計画に我々が行政を行っていて、それが赤字の原因だというような印象のお尋ねでありましたけれども、決してそうではございません。とりわけ平成27年度の予算編成、この中では先ほどから繰り返し申し上げており、5億円の削減目標というのをまず立てて、政策調整会議で徹底した議論を行いました。さらに、その政策調整会議で行われた議論というものを予算査定の中でもしっかりと議論して、それを踏まえた形でもなお足りない部分があったところでもあります。そして、それが先に見えてい



たので、我々そういう意味では市長を含める特別職と管理職手当をまずカットして、さらに身を切る覚悟で職員が今この財政難に臨むという覚悟で3%をカットしたということでもありますので、何も無計画にやってきたからとか、そういう批判には当たらないと思いますし、我々自身は自らの身を切る覚悟でこの難局に乗り込んでいくという決意があるということだけは申し上げておきます。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 2点についてお尋ねをいたしますが、最初の1点は、先ほどの斉藤議員の質疑と関連をするわけではありますが、今回の給与引き下げについて、アベノミクスの成長戦略である賃金引き上げによる経済活動の活性化との関連をどのように理解をしているのかお尋ねします。

もう一点は、県内の他自治体の給与引き下げという部分について、本市と同じような状況が他の自治体にもあるのかどうか、お知らせ願います。

以上、2点お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、私からお尋ねの1点目、アベノミクス賃金の引き上げとの関係をどのように理解しているのかということでもありますけれども、アベノミクスによる賃金の引き上げというのは、今株高で、要するに金利が下がって、株高になって企業の内部留保がふえていると。そういう企業については、しっかりと賃金を上げていただきますよという要請を経団連等に行っているという認識であります。我々のこのむつ市の状況というのはそういう状況にございませんので、我々としては先ほどから繰り返し述べておりますとおり、自らの身を切る覚悟でこの財政難という難局を乗り切っていくという決意でこのような形になっているということですので、ご理解をいただ

きたいと思います。

県内の他自治体との関係については、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 他自治体の状況でございますけれども、ちょっと資料がないので、はっきりしたことは申せませんが、黒石市はやられているのではないかと考えております。

むつ市の場合も、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで、これは国からの要請に応じて削減措置を講じておりますけれども、独自判断によるものは今回が初めてとなっております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 先ほどの市長の答弁でいきますと、もうけているというか、利潤のある内部留保があるところ。厳しいところについては、これは賃金を引き上げをしなくてもという容認したようなお話であります。全体の経済を活性化していくという部分については、国も手だてをしながら、企業が賃金引き上げを図れるようなというのが私はアベノミクスの成長戦略の底辺にあるものなのだろうという理解をしていますが、若干その部分についても。

2点目の他の自治体については、今総務政策部長お話しのように、私も県内では黒石市以外はないのかなという認識をしております。そこで、再度お聞きしますが、平成26年10月の、先ほどの議案第9号とも関連しますが、県の人事委員会勧告に際して、県の人事委員会が企業規模50人以上の民間事業所の給与、4月分の給与を調査したところ、県職員給与と比較した結果、民間給与を1,209円、率にして0.33%県職員の賃金が下回っているとの結果が示されているわけでありませぬ。今回の給与削減となれば、民間準拠とした公務員給与のあり方が崩れていくことになるのではないのかというふうに捉えるわけですが、これに

ついでに認識をお尋ねしたいと思います。

それと2点目が、財源不足は、先ほど市長が5億円の削減による目標というふうなお話であります。これらの財源不足は、地方交付税や県の支出金等の減額などが5億円の財源不足の大きな要因になっているだろうと認識をしているわけであり、そういう中で、財源不足したから職員の給与を引き下げののだという考え方は、地方経済に与える影響、そしてまた加えて職員が行政改革で大変な中でも頑張っている、それらの職員の今後の業務に対するモチベーション低下にもつながるのではないかという懸念をするわけであり、そのようなことから、このモチベーションをどう維持をし、向上させていくのかという点についてどのように考えているのかお知らせを願います。

そして、先ほどの横垣議員なり斉藤議員の質疑とも関連しますが、今回の給与減額措置についての労使交渉経緯の中で、1つには平成26年度の決算状況、平成27年度の予算執行状況などの財政状況、平成28年度の予算編成、そして4つ目には財政基盤の確立、この4点について労使交渉において今後も誠意を持って最大限の取り組みをしていくということを確認しながら、平成27年度内の早期解消、軽減を図るというふうなことでの交渉経緯にあるということをお聞きをしているわけであり、そのような理解でよろしいのかどうかお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

お尋ねは3点あったかと思いますが、まず民間給与との関係であります、これはむつ市内の民間事業者の給与水準がどうなっているかというデータを今持ち合わせておりませんので、にわかには比較はできないというところであり、けれども、そういった意味で県の人事委員会勧告との関係ということについては私も十分認識して

おりますし、こういった給与削減が恒常的にならないように来年度の予算編成は当初から削減について取り組むということですので、その点のご理解をいただきたいというふうに思います。

また、お尋ねの2点目でありますけれども、職員のモチベーションが下がるのではないかとということでもありますけれども、職員組合との交渉の中では、本当に財政についての勉強をもっとさせてくれというような前向きな意見が非常に多くございました。また、先ほどの確認書の中でもありましたけれども、平成26年度の決算や平成27年度の財政状況、そして平成28年度の予算編成について適宜意見交換をしたいということで提示を受けております。そういったことから、職員の就労意識が低下するというようなことは私はないというふうに考えています。

お尋ねの3点目については、担当部長より答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 職員組合との交渉経過についてでございますけれども、2月5日に給与削減について職員組合側に提示をいたしました。その後2月13日、それから2月23日に交渉、協議を行っておりますけれども、職員組合のほうからは平成27年度の予算を停滞させたくないという重い判断をしていただいたところでございます。職員組合側の要求というのは、先ほど市長が申し述べたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 最後であります、先ほどの議案第9号と今の議案第10号を合わせますと、人件費の削減がおおよそ1億4,000万円になるだろうということでの理解をするわけであり、これらの人件費削減によって購買力低下は明白になっていくだろうという理解をせざるを得ないわけ

であります。経済活性化に逆行することになると  
いうことを指摘しながら、質疑を終わります。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を  
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

ここで午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 3 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

◇議案第 1 1 号

○議長（山本留義） 次は、日程第12 議案第11号  
むつ市太陽の恵み基金条例の一部を改正する条例  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
すので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第11号につきまして、質  
疑をさせていただきます。

太陽の恵み基金条例であります。まずはこの  
事業をやってからソーラーパネル等々のほうに補  
助するということだったのですけれども、それら  
の実績はどのようになっているのかということ  
と、今回その用途を拡大しましたけれども、私も  
以前この基金条例のときの質疑で太陽光パネルだ  
けであれば、せっかくの恵みが一定の人にしか行  
かないので、できればそうではない方法を考えて  
ほしいというふうな話をしていましたので、今回

の用途の拡大については賛成なのですけれども、  
その用途を拡大するに至った理由についてもあわ  
せてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

まず、これまでの実績についてでございますが、  
むつ市太陽の恵み基金につきましては、平成25年  
度から運用を開始し、大畑中央保育所、第三田名  
部小学校、市役所の本庁舎及び川内庁舎を対象と  
して、それぞれの太陽光発電システムの発電量を  
推計し、得られる電気料金節減差額を積み立てて、  
それを原資として補助金を交付しておりますけれ  
ども、平成25年度決算では積立額52万6,000円、  
補助金額は5件で合計25万円でございます。また、  
平成26年度は、予算額ベースで積立額が78万  
4,000円、現時点での補助金額は6件で30万円と  
なっております。

用途の拡充の理由についてでございますけれど  
も、これまでは一般家庭を対象として2キロワッ  
ト以上6キロワット未満の住宅用太陽光発電シス  
テムを設置する場合に、予算の範囲内において1  
基当たり5万円の補助金を助成してまいりました  
けれども、ごく限られた市民にのみ補助金が交付  
される状況でございます。このことにつきまして  
は、条例制定時、中村議員も含めて複数の議員か  
ら議論のあったところでございます。

このたびの条例改正によりまして、その恩恵を  
広く行き渡らせることが可能となり、太陽から得  
られた恵みを植栽や森林保全に活用することで、  
環境に配慮した循環型社会の一助にもなることか  
ら、再生可能エネルギーの導入等だけでなく環境  
保全活動等への活用も図り、用途を拡充するもの  
でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 環境保全活動のほうに拡充し  
ていくということになりますと、もともとやって

いたほうの補助というのは件数を減らしていくというふうな考えなのでしょうか。それとも、実際やってみたらそれほど応募がないので、そっちに回そうかなというふうな感じなのでしょうか。その辺は新年度からどうなるのでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 太陽光パネルの部分につきましては、平成26年度、今年度でございますけれども、募集枠に満たない状況でございます。この先々にはやはり多くの市民が恩恵を受けられる環境分野のほうへシフトしてまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第12号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 4点ほどお願いします。

まず、改正条例ですから、今回の改定の経緯をお聞きしたいと思います。

2点目ですが、今回の改定率、改定による引き上げ総額、それと改定対象者数と1人当たりの平均改定額をお聞きしたいと思います。

それと、今までは5段階、これを今回は9段階ですか、そういうふうに区分をふやした理由をお聞かせ願いたいと思います。

最後ですが、こういう引き上げの改定の場合、特に気をつけなくてはいけないのが低所得者層への配慮だと思います。そういう低所得者層への軽減措置など、配慮はなされたものになっているかどうか。

以上、お聞きいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） まず、改定の経緯についてでございます。介護保険法の規定により、市町村は3年を1期として介護保険事業計画を定めることとされておりまして、この計画期間に合わせて65歳以上の第1号被保険者の介護保険料も改定することとなっております。

今回は、平成27年度から平成29年度までの第6期、3年間の保険給付費見込額に第1号被保険者の負担分である22%を掛けて算定した保険料基準月額案を介護保険事業計画策定委員会にお示しし、市長への答申を経て提案したものでございます。

お尋ねの2点目の改定率、改定による引き上げ総額、改定対象者数と1人当たりの平均改定額ということでございます。今回の改正は、保険料月額基準額を5,800円から6,000円と200円増額し、率では3.4%引き上げる、その改定と、国の基準に準じて徴収階層を6段階から9段階にする改正が重なっておりますので、分けて説明させていただきます。

まず、保険料月額基準額を200円増額する改定では、被保険者1万7,412人が全員影響を受けることとなります。総額で約3,797万円の増となっております。一方、6段階から9段階にする改定では、新4段階の2,628人と6段階の2,077人の保険料は減額となり、新7段階の1,844人と9段階

の540人の保険料は増額となることから、最終的に徴収階層の変更では約1,198万円の減額となります。したがって、保険料月額基準額を200円引き上げ、6段階から9段階とする2つの改定による保険料額は合計で2,598万円の増となっております。これにより、平成27年度の第1号被保険者1万7,412人、1人当たりの平均改定年額は1,492円の増額となります。

3点目として、区分をふやした理由ということでございますけれども、第6期介護保険料については、介護保険法施行令の改正による国の基準に準じて、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行うため、徴収階層を6段階から9段階に見直すこととしたものであります。

最後ですけれども、低所得者層への軽減措置など、配慮されているかということでございます。第6期、平成27年度の第1段階の保険料については、本条例では基準額第5段階の0.5、2分の1の保険料額となっておりますけれども、低所得者に対する軽減強化策で、基準額の0.5から0.45に、年額で言えば3万6,000円から3万2,400円に引き下げられる予定であります。それに係る国の政令改正が3月末となる予定でありますことから、その部分の改正は、その政令が公布されてからと考えております。

さらに、平成29年4月に消費税率が10%へ引き上げられる場合には、低所得者に対する軽減強化策として第1段階は基準額の0.45から0.32、年額で言えば3万2,400円から2万1,600円に、第2段階は0.75から0.5に、年額で言えば5万4,000円から3万6,000円に、第3段階は0.75から0.7に、年額で言えば5万4,000円から5万400円に引き下げられ、その減額となる部分は国、県、市の負担となる予定であります。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 9段階に分けたというのは、

所得に応じた徴収になるということの説明であります。ということは、段階をもっと細かくすればするほど、それほどきめ細かに所得に応じた徴収ができるというふうに理解するのですが、そういう意味ではもっともっと細かくできるものかどうかというのをお聞きしたいし、先ほど第1段階ですか、0.5が0.45になる予定だとかというのですが、これはもう固定して、0.45をもっと0.2だとか、そういう形にすることができるものかどうか。そのところも改定のやり方で、例えばむつ市独自でやる気になればそういうのは可能だとかというのがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 今回は9段階に、国の基準どおりにしたわけでございますけれども、もっと細分化すれば、その所得に応じた額が徴収できるのではないかと、そういうふうなお話でございます。

今回うちのほうで9段階にした、国の基準どおりにした理由でございますけれども、その保険料第6期分を算定した段階で200円の上げ幅で済むということがございました。というのは、前回まで第5期の部分では基準額5,800円で、県内でも上から12番目に高い位置にあったわけでございますけれども、今回試算した段階では6,000円ということで、ほかの他市の状況を見ますと、恐らく県平均の中間あたりまで下がることができたのではないかと。そういうふうなことから、さらなる細分化ということは考える必要はなかったところのほうでは見込んで、今9段階としたものでございます。

それから、第1段階が0.5から0.45になる、その部分をさらに引き下げてはいかかというふうなお話でございます。これも国のほうの介護保険法施行令のほうの改正の基準に基づいて、こち

らのほうもその率というのを決めているわけですので、国の方針に沿った形でやって影響がないものであれば、そのとおりにしたいと考えているところでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） むつ市は、なかなか低所得者層が多いということもありまして、ぜひとも国の方針どおり今回は9段階、そして第1段階は0.45にする方向だということですが、何か答弁を聞くと、まだ幅があると、そのとおり0.45よりも下げよう余地はあるような答弁でありましたので、ぜひそここのところも、今回は今回として、これ以上6,000円が7,000円、8,000円というふうになると大変厳しいものになりますので、そここのところをぜひ検討して下さることを要望して質疑を終わります。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 横垣議員の質疑でおよそ内容はわかりました。

あと1点お尋ねしたいのは、これ3年計画の見直しなのですが、徐々に上がってきているのは確かです。それで、私質疑いたしましたのは、ちょっと文章自体がわかりにくいと。52ページの4行目ですけれども、「2号中「34,800円」を「54,000円」に改め」ということで、部長のほうから資料をいただきましたので、この2号というのが現行の1、2号が1号になってということはわかりましたけれども、これとても一般の方にはわかりにくいと思うのです。ですから、やはり払う方が納得できるような情報提供というのをしなければならぬと思うのです。3年後、また見直しになるとは思いますけれども、ほぼ65歳以上の方は所得がどんどんふえるということは余り想定できません。ただ、負担がどんどんふえていくので

はないかなということは高齢化の中で想定できますので、その広報活動なんかはどのように説明していくつもりかお聞かせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） まず、濱田議員ご指摘の改正の条例の文がわかりにくいと。そういうことについては、その条文に関しては機械的なやり方の改定と考えていただきたいと思います。もちろん一般の被保険者の方々には、こちらから広報することとしておりますが、その条文みたいなわかりにくい文章ではなくて、こういう理由でこういうふうな階層の方がこうなるよというふうな図式をもってこちらのほうでは通知したいと思っています。来年度からの介護保険制度改正とあわせて、介護保険料の改定についてはご議決をいただいた後、4月以降の広報紙でお知らせいたしますし、対象者個々へのお知らせは6月以降の個々の保険料の決定通知の折に詳細に広報させていただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。活字ではなかなかわかりにくい部分もありますので、おでかけ市長室で、市長とまではいなくても、部長クラスの方が、やはり負担がふえるときは市民に対して丁寧な説明が必要かと思っておりますけれども、どう思いますか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 対象となる方を全部集めてご説明というふうなのは、ちょっと困難かと思われま。1万人以上の方が対象になっているわけですので。機会があれば、おでかけ市長室とかそういう部分でご説明させていただくこともあり得ますけれども、それはある一部の地区のことになってしまいますので、こちらとしては全体の広報として、やはり個々人に通知を申し上げると、そういうことを考えてございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 行政連絡員の方とかさまざまな団体がありますので、そういう中での説明もいいのではないかなと思います。

質疑を終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

### ◎発言の申し出

○議長（山本留義） ここで先ほどの議案第9号の目時睦男議員の質疑に対する答弁について、総務政策部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 議長から発言を許可をいただきました。ご配慮に感謝申し上げます。

議案第9号、目時睦男議員からのお尋ねでございますけれども、管理職員特別勤務手当の、なぜ県が6,000円で市が4,000円になったのかということについてでございます。

まず、県の給料表についてでございますけれども、県のほうは10級まで、市のほうが7級までとなっております。県の10級の職員で週休日に勤務した場合の額が1万2,000円となっております、平日深夜の場合を2分の1の6,000円としたことから、当市におきましては7級の部長級で週休日に勤務した場合の額が8,000円でありますので、平日深夜の場合を2分の1の4,000円としたもの

でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで発言の申し出を終わります。

### ◇議案第13号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 議案第13号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

### ◇議案第14号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 議案第14号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

### ◇議案第15号

○議長（山本留義） 次は、日程第16 議案第15号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 議案第15号は、犬猫の火葬に係る使用料を値上げするというものであります。この犬猫など火葬使用料の値上げの理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと、犬猫などの火葬の年間件数と、引き上げによる収入増は幾らになるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） お答えいたします。

お尋ねの1点目ではありますが、犬猫などの火葬に係る斎場使用料引き上げの理由についてであります。むつ市川内斎場は平成8年度建設、平成9年度供用開始以来17年を経過いたしました。合併に伴い、市内居住者の利用が大幅に増加したこと及び火葬炉の耐用年数は16年とされておりますが、むつ市川内斎場の火葬炉もその耐用年数を経過するとともに、修繕費が増加しており、今後も予定外の突発的な修繕の発生が見込まれます。よって、今般他市町村の例を参考にしつつ、動物炉の使用料を見直しし、相当額の受益者負担をお願いすることといたしました。

次に、お尋ねの2点目、犬猫などの火葬年間件数と引き上げによる収入増の額についてですが、使用者数は過去3年間の平均が約330体となっております。これをもとに試算しますと、収入額は改定前は1体3,000円で99万円、改定後は1体5,000円で165万円となり、年間66万円の増収となります。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） としますと、かなり耐用年数

を過ぎているというふうにお聞きいたしました。それはちょっと困ったものだなと。当然耐用年数過ぎたものは新しいものにつくりかえなくてはいけないというのが物の段取りであると思いますが、そここのところのちょっとお考えもお聞きしたいなと。例えば今修繕費がかかっているといいますが、どのくらいふえてきているのか。また、こここのところはやっぱりシミュレーションしなくてはいけないと思うのです。修繕ばかりしていると、逆に修繕のほうが高くつく、それよりも新しい炉にかえてしまったほうが長く計算すると、結局安上がりになるというふうなことがありますから、そこら辺のところを考えているものかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） 耐用年数が過ぎているわけですが、炉については逐次毎年検査としまして、それを計画的に補修して長くもたせるようなやり方でやっております。

それと、最近の修繕費の動向でございますが、年間67万2,000円程度の修繕ということになります。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということは、今いろんな建物の長寿命化計画というのをつくって対処されている自治体があるのですが、いわゆるそういう形でメンテナンスをやりながら使っていったほうが良いという判断であるというふうには、私は答弁を聞いてわかったのですが、そういう意味では、あと大体どのくらい、そういう形でもつことのできるのかというのも最後お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） 炉そのものは、補修をすればまだまだかなりもつのだろう、メンテナンスをしてもたせなければならぬなというふう



に考えております。

以上です。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第16号

○議長（山本留義） 次は、日程第17 議案第16号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第16号につきまして質疑をさせていただきます。

このたびの増額改定ですけれども、これは消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第13条の中で消防団員の処遇の改善というようなことがうたわれておりますが、これを受けてのものというふうな捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まずもって中村議員におかれましては、むつ市消防団むつ消防団第1分団副団長として、災害時はもとより、日ごろから献身的な消防団活動に従事されていることに対し、心から敬意を表したいと思っております。

お尋ねのほうですけれども、法律に規定されている消防団のその処遇改善ということも増額の理

由の一つではありますが、懇談会など機会のあるごとに災害時のご労苦や危険性などについて消防団員の皆様方の生の声を聞かせていただき、少しでもそのご労苦に報いるため、災害時の出勤分だけでも増額すべきではないかと判断したところであります。

なお、この2,000円という出動手当の額につきましては、青森市が2,170円、弘前市、五所川原市、十和田市3市が2,000円となっていること等を考慮したものであります。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、この消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中では、それ以外につきましても消防団に関して指摘されているというか、条項があるのですが、それらにつきましては今後徐々に取り組んでいくというふうな考え方でよろしいですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 消防団の皆さんのご意見を伺いながら、今後徐々に取り組んでいくということで考えています。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第17号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 議案第17号 むつ市図書館資料購入基金条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第18号

○議長(山本留義) 次は、日程第19 議案第18号 むつ市地域福祉基金条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第19号

○議長(山本留義) 次は、日程第20 議案第19号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第20号

○議長(山本留義) 次は、日程第21 議案第20号 むつ市ふるさと活性化対策基金条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第21号

○議長(山本留義) 次は、日程第22 議案第21号 むつ市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第22号

○議長(山本留義) 次は、日程第23 議案第22号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、都市計画道路横迎町中央2号線の道路用地を取得するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第22号、都市計画道路横迎町中央2号線の道路用地を取得するためのものの議案について質疑いたします。

これは、取得面積が5,000平方メートル以上だということで、議会の議決が必要だというふうな理由で提案されたものですが、道路をつくるに当たって個人の所有地、ここだけ買っても小さいところが買えないと道路にならないわけで、その進捗状況を関連してお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

都市計画道路横迎町中央2号線整備事業に係る用地測量、補償調査は、平成25年度予算を繰り越したうえで今年度の発注をしておりますが、用地取得環境の整った用地から順次取得を進めていくこととし、第1工区は本議案の土地のほか3名、計1,638.57平米について今後取得を進めていくことといたしております。また、第2工区につきましては、来年度へ繰り越したうえで用地取得を進めていくこととしております。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第23号

○議長（山本留義） 次は、日程第24 議案第23号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公

共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第24号

○議長（山本留義） 次は、日程第25 議案第24号新市まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 1点だけ、これはぜひ市長にお聞きしたいと思います。

この計画書の17ページを見ますと、平成37年の推計ですと、第1次産業が345名になるというふうになっております。これは、かなりの減少だというふうに思います。このとおり、推計どおりになれば、本当にこのむつ市の未来というのはなかなかないなというふうに思っておりますので、第1次産業が345名になるということについて、ちょっと市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この新市まちづくり計画の中での345名、平成37年の数字でありますけれども、これはあくまでもこれまでの傾向と現状を前提とした、言ってみれば何も対策を行わない場合の推計ということでありますので、推計どおりとならないように1次産業への支援や、6次産業化などによる雇用の確

保などを通じて1次産業の就業人口確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 本当にそういう答弁いただいて、安心いたしました。やはり第1次産業が逆に345人でなくて、この統計だと平成27年が1,122名と、この数を維持するか、それともこれをふやすかという形のやっぱり就業構造になるよう、私もこのために努力いたしますので、ぜひとも市長もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第25号

○議長（山本留義） 次は、日程第26 議案第25号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第26号

○議長（山本留義） 次は、日程第27 議案第26号 公有水面埋立てに係る意見についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第27号

○議長（山本留義） 次は、日程第28 議案第27号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市教育委員会委員が辞職したことに伴い、後任の委員に納谷順子氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号はこれに同意することに決定いたしました。

#### ◇議案第28号

○議長(山本留義) 次は、日程第29 議案第28号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に竹澤笑美子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第29号

○議長(山本留義) 次は、日程第30 議案第29号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に川村勝子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第30号

○議長(山本留義) 次は、日程第31 議案第30号 平成26年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第31号

○議長(山本留義) 次は、日程第32 議案第31号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第32号

○議長(山本留義) 次は、日程第33 議案第32号

平成26年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時03分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◇議案第33号～議案第40号

○議長(山本留義) 次は、日程第34 議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算から日程第41 議案第40号 平成27年度むつ市水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算について総括質疑をさせていただきます。

まず、平成27年度の予算編成の大義は、持続可能な財政運営及び財政の健全化であると市長はお

っしゃっていました。そのために補助金の減額や全ての事務事業について、選択と集中による聖域のない歳出の重点化に着手したということではありますが、具体的にどういうことなのか説明をお願いしたいと思います。

2点目は、市長は常日ごろから費用対効果についてよくおっしゃられています。そして、地方自治法第2条第14項には最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとなっていますが、効果とはある働きかけによってあらわれる望ましい結果という意味だそうであります。平成27年度の主要施策の5つの柱について、それぞれの達成目標または市長部局が望む効果についてお示しを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

齊藤議員のお尋ねの1点目、補助金の減額や全ての事務事業について選択と集中による聖域のない歳出の重点化に着手したというふうなことは具体的にどうかということでもありますけれども、当市の財政状況が危機的状況に置かれていることを踏まえ、予算編成においては財政の健全化を最重要事項としたところであり、具体的にはあらゆる無駄の排除を前提とした内部経費の削減、市単独補助金の原則10%カットを含めた既存事務事業の徹底的な見直し、類似団体との比較による事業量の調整等一般財源ベースで5億円の削減を目標とした財源対策のたたき台を作成し、庁内組織であります政策調整会議において、その可否についての議論を重ねるとともに、予算査定とも連動させながら予算編成を行ったものであります。

それから、お尋ねの2点目でありますけれども、施政方針で述べました主要施策について、その達成目標または執行部が望む効果ということでもあります。私は、この点につきまして、できるだけ具体的な数値目標を掲げながら、一つ一つの政策に

ついて答弁をさせていただきます。少し長くなると思います。

まず初めに、「元気の向上に繋がる施策」は、地域経済の活性化を目指すもので、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業におけるイベントについては、地産地消運動協力店感謝祭では2日間で1万人、「むつ市のうまいは日本一！」in亀戸では2,000人の入り込みを目標に開催し、市産品のさらなる消費拡大と販路開拓、拡大に向けて積極的に取り組みを行います。

次に、アグリビジネス推進協定については、市内の事業者が行う販路開拓や6次産業化を目指す取り組みがみちのく銀行との連携のもと、一つでも多く新たなファンドの創生につながるよう支援してまいります。

次に、産学官金連携による農林畜水産業支援については、弘前大学食料科学研究所と共同で、事業者等と連携しつつ、四季を通じた下北プラットフォームの開発、この支援をするとともに、下北の海藻の成分分析を行い、健康増進効果の科学的裏づけを得ながらプロモーションを進めてまいります。

次に、水産基盤整備事業については、関根漁港、大畑漁港、脇野沢漁港、正津川漁港等の機能強化等基盤整備に取り組み、市全体で約1万トンの水産物の安定供給を目指します。

項目の2点目、「暮らしの向上に繋がる施策」は、子供から高齢者までが健康に安心して暮らせる社会を目指すもので、健康マイレージ事業についてはチャレンジシートの配布を6,000部、ポイント達成者を個人で500人、家族で100世帯と見込んでおります。健康まちづくり元年における新たな健康モデル施策であり、インセンティブとして共通商品券などさまざまな特典を用意し、市民の健康はもとより、地域の一体化と活力を導き出す事業として取り組みをさせていただきます。

次に、子育て支援につきましては、各種の子育

てに重点を置いた施策を推進しつつ、子育て世代の要望に応え、4月にオープンするキッズパークにおいて、年間利用者5,000人を目指します。

次に、民間との連携による高齢者見守り事業については、民間事業者との協定に基づく事業と、市が行っている各種サービス事業とを組み合わせ、見守り回数をふやすことにより重層的な体制を構築させていただきます。

項目の3点目、「教育の向上に繋がる政策」は、むつ市の将来を担う子供たちの教育環境の向上を目指すもので、小中一貫教育の推進については、学力向上として青森県学習状況調査の通過率を5ポイント以上アップさせる、不登校減少として不登校児童・生徒の発生率を県よりも下回らせるという2つのアクションプランを示し、年次ごとの達成状況を確認し、課題を明確にします。

また、脇野沢小学校建設については、隣接する中学校校舎の一部改修工事を含め、平成27年12月の完成、引っ越しをめどとして取り組みます。

次に、非構造部材の耐震化などの学校整備事業については、小学校では第三田名部小学校等の4校、中学校では大平中学校、大湊中学校の2校の体育館の耐震化工事を平成27年度中の完成をめどとして取り組みます。

さらに、学校整備事業につきましては、第一田名部小学校通学路及び通学路階段改修工事等を年度内に実施するほか、他の改善を要する施設につきましても緊急度に応じて優先順位をつけるなど計画的に取り組みます。

次に、新体育館基本構想策定事業については、基本構想を策定するものであり、新体育館建設についての基本コンセプトを確立し、規模並びに設備や機能性などを検討、明示するとともに、建設場所の選定や建設に向けたスケジュールも示すこととしております。

項目の4点目、「安全の向上に繋がる政策」は、

市民生活の安全安心を高めることを目指すもので、自主防災組織の設立推進については、少なくとも新たに5町内会での組織立ち上げを目指して、広報むつによる周知とともに、「町内会イキイキふれあいトーキング」や出前講座などを活用し、自主防災組織の設立について積極的に働きかけていきます。

次に、消防団車両の整備につきましては、むつ消防団第3分団と川内消防団第9分団の消防車両を更新するとともに、今後においても計画的に更新をしていきます。

次に、横迎町中央2号線整備事業については、平成31年度の事業完成を見込み、用地取得を進めます。

次に、市営住宅建て替え事業については、平成30年度までに緑町団地においては全体で17棟109戸、川内・木団地は全体で11棟52戸、合わせて161世帯分の居住空間の整備を目指し、新年度は緑町団地の外構整備及び川内・木団地の既存住宅4棟15戸の解体を行います。

項目の5点目、「魅力の向上に繋がる政策」は、にぎわいを創出し、交流人口の増大を目指すもので、ジオパーク推進構想事業については平成28年度の日本ジオパークネットワーク加盟を目指し、ガイド員の養成講座やジオツアーの開催を初めマップ作成、講演会開催など地域の盛り上がり資する事業に取り組みます。

次に、クルーズ客船歓迎事業については、客船1隻の寄港により550万円程度の消費額が見込まれるなど経済効果が期待できることから、毎年寄港してもらえるよう今後も継続して誘致に取り組みます。

次に、薬研温泉開湯400年記念事業については、各記念イベント等を展開し、観光客入り込み数として対前年度比10%増を目指します。

次に、北の防人大湊安渡館、大湊展望台開館に



については、海上自衛隊とも連携し、新たな観光PRに努めるとともに、イベントを交え、年間2万人の入り込みを目標に、にぎわいの創出と交流人口の増大を目指します。

以上です。

○議長（山本留義） これでは齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、14番浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 一般会計予算について質疑をさせていただきます。

まず、提案理由の中に、平成27年度を「財政健全化への道筋をつけるためのリスタートの年度と位置づけ」とありますけれども、この新年度の財政健全化4指標の設定目標はどこに置くのかお伺いします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

新年度財政健全化4指標の設定目標をどこに置くかとお尋ねでございますが、まず実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、当然のことながら平成27年度決算において黒字になることであります。

次に、実質公債費比率についてですが、これにつきましては基本的に平成26年度までに借り入れた起債の元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3カ年平均となりますことから、平成27年度中にただちに改善策がとれる性質のものではありませんが、かねてよりプライマリーバランスの黒字化に努めてきた経緯もあり、見込みといたしましては、平成25年度決算における比率17.8%から0.9ポイント改善した16.9%と試算しております。

また、将来負担比率につきましては、一般会計が将来負担すべき実質的な負債、つまりは自治体が支払い義務を負う借金の残高と債務負担行為など、今後が発生し得る負債の額の標準財政規模に

対する比率でありますことから、早期改善に結びつけることは簡単ではございませんが、これまで意識的に取り組んでまいりましたプライマリーバランスの黒字化とともに、むつ総合病院に対する債務負担行為につきましても、少しずつではありますが、履行に努めておりますので、平成25年度決算における比率204.3%から、まずは100%台になることを目標としております。

なお、平成25年度決算における実質公債費比率と将来負担比率につきましては、いずれも財政健全化基準をクリアしてはおりますものの、実質公債費比率の全国の市町村平均は8.6%であり、当市は県内10市で第9位、また将来負担比率の全国の市町村平均は60.0%であり、当市は県内10市で最下位とまだまだ健全な財政にはほど遠い数値でありますことから、さらなる改善に努めなければならない厳しい状況となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それで、少子高齢化社会がどんどん進展しているのですけれども、特に予算を見ますと扶助費等の経常経費、これが年々増加する傾向にあります。また、一方では人口減少によつての税収の落ち込みも激しいということになっております。それで、入るをはかつて出るを制するというのは、これは経済の原則でございますけれども、まず市長におかれては入るほうの確保とか方向性、それと出るほうはどのように抑制するのかという基本的なことをお伺いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、歳入の面につきましては、市税を初めとする未収金対策の強化はもちろんのこと、新年度からは財務部内に多方面からの財源情報を集約するための資金企画室を新設し、より効率的な歳入確保に努めることとしてお

ります。

また、歳出の面につきましては、健全化対策をなお一層推し進めるため、内部経費の削減、既存事務事業の徹底的な見直し、普通建設事業の総量の調整等について、平成28年度以降を見据え、早い段階から全庁一丸となって取り組むこととしており、市民の皆様が真に求めている事業なのかどうかといった視点に立ち、その必要性や有益性をしっかりと検証したうえで、継続、縮小、廃止等の判断をし、歳出の抑制につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 新年度の一般会計予算の予算編成を見ますと、自主財源が24.7%と厳しいものがあります。それで、市民の要望に応える立場の市長が、やっぱり二律背反の立場にあるわけですが、市民の要望に応える立場と、収入が少ない、自主財源もなかなか厳しいという、その二律背反の事態を市長はどういうふうに乗越える覚悟でございましょうか、お伺いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

市民の皆様から本当に多数のご要望があるということでございますけれども、私はそれを日々感じております。ただ、これらは全てが財政の支出を伴うものではないというふうにも認識しております。例えばおでかけ市長室や「町内会イキイキふれあいトークン」等を通じてご要望のございましたことが、市が所管していない施設の避難所開設に伴う利便性の向上ですとか、福祉バスの利用時間の延長、こういったこともあります。こういうものについては、市民の皆様との連携により解決ができるというふうを考えております。

また、市民協働という観点では、市民の皆様や観光客の方々にきれいなかわうちまりんびーちを

楽しんでもらうためアマモククリーン作戦を手作業で実施したというような事例もございます。

ただ一方で、この財政支出を伴うインフラ整備等につきましては、なかなかできないということでもありますけれども、こちらのほうは本当に真に必要なものから優先順位をつけてやっていくということで対応させていただいたと思います。

このような大変厳しい状況に置かれておりますものの、私としては市民の皆様のご要望には真摯に応え、生活の向上に役立ててまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、24番岡崎健吾議員。

○24番（岡崎健吾） 議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算について総括質疑をさせていただきます。

むつ市長におかれましては、平成27年度予算編成に当たっては、市長就任後、地方交付税等の大幅な減額が見込まれる中での初めての予算編成であり、限られた、そして厳しい財政状況の中での予算編成は、市長はもとより職員の皆さんも大変ご苦労されたことと思います。今年度から始まる大幅な地方交付税の減額に対して、今後は市長が一般施政方針で述べられたように、戦略的かつポジティブに自治体のマネジメント改革を行っていく必要があると思います。

減員経営のみで職員のモチベーションを下げ、住民サービスの低下を招かないよう職員や市民、そして民間を巻き込みながらビジョンを話し合い、市民協働の自治体経営を行っていくべきと考えます。

また、改革に当たっては、戦略的に政策を展開し、地域の潜在的な力を引き出し、地域活性化につながるような形で行っていかねばならないと思います。そのためにも、市長のより一層の強

いリーダーシップが必要と考えます。

平成27年度予算編成は、市長の確固たる方針のもとに編成されたものと思いますが、果たしてこの厳しい財政状況の中、市長の方針、思いはどの程度反映されたのでしょうか。市長が先頭に立って編成された平成27年度予算に対して自ら評価を下すことの難しさは、十分承知をしておりますが、あえて予算編成についての市長の評価をお伺いいたします。

次に、予算編成に当たっての基本方針の最重点事項である財政の健全化に係る10項目の中の3点について質疑させていただきます。

1点目は、既存の事務事業の廃止、縮小、再構築等を徹底的に進めることについてであります。廃止、縮小となった事業、補助金を含まれますが、これがあったのかどうかお聞きします。

2点目は、所期の目的が達成されたもの、民間で対応可能なもの、事業開始後長期間経過しているもの、費用対効果の低いもの、実施に至る経過として、国・県補助から市単独に移行したもの、また国・県補助の事務事業においても一般財源の支出を伴うもの等については重点的に徹底した見直しを行うことについてであります。徹底した見直しはどの事務事業で行われ、その成果はどうであったのかお聞きいたします。

3点目は、既存施設の統廃合に向けた取り組みを進めることについて通告をしておりましたが、昨日の中村議員の一般質問の答弁で理解をいたしましたので、答弁はよろしいです。

以上、3点についてお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

お尋ねの1点目、予算編成の評価についてでありますけれども、私の率直な印象としては、非常に厳しい予算編成であったということが言えます。

予算編成の際、私の市長の査定の前には財務部内での査定というものがあるわけですが、まず私の手元に届いた時点で8億円の財源不足ということからスタートしました。結果、この収支の差を埋めることに意識の大半を注がなければならず、そういった意味で非常に厳しいということが偽らざる印象であります。

しかし、それでもなお歳出の超過を解消できず、このままでは本当に予算編成ができないというような状況に追い込まれたことから、私を初めとする特別職の給与、そして管理職手当の削減に加えて、今般議案第10号でご提案申し上げたとおり、一般職員の給与の減額措置を実施する苦渋の選択をさせていただいたというところであります。

しかし、そういった厳しい状況にありましても、限られた財源の中でむつ市の成長を築いていくため、「むつ市成長戦略2015 希望のまち実現に向けた5つの重点施策」を積極的に展開することを基本に編成したところでありまして、特に継続予算というものは多いというような印象はあるかもしれませんが、厳しい財政状況の中でもむつ市の成長を築くための施策を打ち出せたのではないかとこのように考えているところであります。

それから、お尋ねの2点目、3点目でありますけれども、予算編成に当たっての最重要事項である財政健全化についてお答えいたします。今回の予算編成に際しては、これまでのような財政運営を続けた場合、赤字団体はおろか財政再生団体への転落も十分考えられるとの危機意識のもと、庁内組織である政策調整会議を通じ、可能な限りの財源対策を行ったうえで予算編成に望んでおります。

政策調整会議での検討と予算査定の2段階で全ての事務事業について見直しを行いつつ予算を編成した結果、全体で228件の事務事業が見直され、約2億2,500万円の一般財源の縮減につながって

おります。

以上です。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 再質疑をさせていただきます。

補助金関係等の資料を見ても、ほとんどの補助金が前年度比較して数%から10%カットされています。ここ数年、現状維持か、数%カットするという傾向が続いています。私も経験があるわけですが、担当部署での補助金等の廃止や縮小、これは非常に難しいのがあるのではないかと考えています。新年度においては、先ほど答弁があった財源確保や、そのための情報収集、活用方法等を検討するための資金企画室を設置するようですが、私の理解としては、この資金企画室は主に歳入関係を担当するのではないかなと思っています。もし歳出関係も担当するということであれば別ですが、そうでない場合、特に補助金の廃止、縮小等を見直しするための専門委員会とか検討委員会を私は立ち上げて補助事業についても徹底した検証を見直すべきと考えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、今回の予算編成に当たって補助金を縮小していったという経緯でありますけれども、これは当然ながら毎年度交付させていただいているような団体に対しては、しっかりとご説明をさせていただいて、ある程度の了解を得て今回の予算編成になっております。そういった意味では、市民の皆様にも、本当に多くの方々にご負担をいただいているというのが現状であるということを理解いただきたいと思います。

それから、資金企画室ですけれども、これは岡崎議員のご指摘のとおり、基本的には歳入の関係を企画するということでありまして、歳出のほうを絞るということは、これは同じ財務部内でやる

わけでありましてけれども、また今までと同じように政策調整会議あるいは各部各課の中で必要なことを行っていくということでございます。また、さらにそれに加えて施設の関係については、来年度以降管財課の中に施設経営室というのを設けて、むつ市全体のファシリティマネジメントを実現していくということでもありますから、そういった中で施設の廃止、縮小、それから統合ということを検討していくということをご理解いただきたいと思います。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 財政事情が非常に厳しい状況の中、財政再生団体にならないためにも、歳出削減における聖域はもうないものと思います。これは、市長も同様だと思います。先ほど政策調整会議ですか、これまでも行政改革の中で補助金の削減とかいろいろ話し合われてきたと思います。大分前からこれはやっているのです。ところが、この補助金に関してだけはなかなか前へ進まないのです。例えば物件費とか内部の経費の削減、これはもう恐らく限界に来ていると思うのです。だからこそ職員の給与のカットというところに私は至ったのではないかと思います。

私は別な場面で、これはもう一回一般質問か何かでやろうと思っているのですが、この事業はもっとこうやったほうがいいのかと思う事業は、それなりにあるのです。ですから、専門委員会でもいいです、検討委員会でもいいのです。人を集めて、それ専門にやっていただけないかなと思います。再度お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 岡崎議員のお尋ねにお答えいたします。

今専門部署をつくったほうがいいのかということでありましたけれども、我々としてはまず長期計画に基づく事務事業については、これ全て施策評価

という形で青森中央学院大学の佐藤先生に入ってもらって徹底的に見直しをしているという状況であります。それに加えて政策調整会議の中で、それを踏まえた形で見直しの方向性、継続、縮小、廃止、統合という形を議論したうえで、今回予算に反映させたということでもあります。

先ほどの岡崎議員のお尋ねの中で、なかなかできなかつた、なかなか前に進まないということでありましたけれども、今回そういうような形で初めてやって、これが前に進んだということでもありますので、次年度以降はもう少しやっぱりこれを突き詰めて考えていく、少なくとも今の現状の方法でもう一遍やってみるといことなのかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これでは岡崎健吾議員の質疑を終わります。

次に、5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） 議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算案につきまして、私からも総括質疑をさせていただきます。3点ほどお願いをいたします。

その第1点目は、本予算案は323億7,200万円です。この予算額の決定に当たっては、昨年来より各部署からことし1年間の、いわゆる平成27年度1年間の予算要求がなされたと思います。それに基づいて、これは予算編成方針に基づいた予算要求でありますけれども、財務部長を中心にヒアリングを行って、そして部長査定をされ、副市長も入られておるかと思うのですが、最終的には市長の査定のもとにこの323億7,200万円の予算案だと私は見ております。

どの部署からも、これもやりたい、あれもやりたいということで、市民のために予算要求がなされるわけでありますから、その予算はおのずとこの予算額よりも下回った要求はあり得るはずが

ありません。ですから、当初の、これはソフト面、ハード面の事業費等をも含めた総予算総額トータルは幾らであったのか。そして、今の323億7,200万円だと思いますが、この予算額と当然差額が出てくるわけでありまして、その差額はいかほどに及んでおるのか、その数字をひとつお知らせ願いたいと思います。

2点目は、これは国家予算あるいは県の予算、今国会も予算委員会、県議会も開かれ、10市でもそうでありますけれども、こういう予算額が決まると、おのずと数字、いわゆる語呂合わせをするものなのです。我がむつ市でも、そういう語呂合わせをされておられるのかどうか。されておられるとすれば、その文言をご披露願いたいと思います。

第3点目は、教育委員会のほうにお願いをいたしますが、これは議長のお許しをいただいて、私も総務教育常任委員の一人でありますから深くは入りません。だが、総括でありますから、教育費の中にこども議会開催の事業費47万5,000円が計上されました。私は、この予算額の大小にかかわらず、こども議会の開催を今回復活されたということは心から歓迎をいたすものであります。

これは、手前みそになりますけれども、何年か前にこのこども議会の開会を提案したのは私でありまして、その時点からは継続してこども議会が開催されておったのでありますが、残念なことに2014年度は見送られてしまいました。今回再度復活されたということは、根拠と申しますか、経緯と申しますか、それなりの理由があるかと思えまするので、ぜひその経緯をご説明願いたいと思えまするし、このこども議会は小学生あるいは中学生のいずれを対象になされるのかをご説明願いたいと思います。

以上、3点。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 川下議員のお尋ねの1点目、各部署からの予算要求額の総額と予算額との差額についてお答えいたします。

予算要求の総額は354億8,360万8,000円でありまして、当初予算額323億7,200万円と比較いたしますと、その差は31億1,160万8,000円となっております。

それから、お尋ねの2点目、予算の語呂合わせはしているのかということでありまして、特に語呂合わせはいたしておりません。

3点目につきましては、教育委員会から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） こども議会についてお答えいたします。

むつ市こども議会は、平成16年3月のむつ市議会第179回定例会における川下議員の小・中学生による模擬議会開催の提案を真摯に受けとめ、教育委員会として事業化したものでございます。その目的は、未来のむつ市を担う小・中学生に議会体験を通して市政と市議会の仕組みを理解させるとともに、まちづくりの主役は市民であるという理念を育んでいくことにあり、第1回を平成16年度に開催し、平成21年度には第2回、そして平成23年度からは毎年実施してまいりました。参加した児童・生徒にとっては、政治の働きに関心を深める貴重な体験となり、将来の有権者として社会に積極的にかかわろうとする姿勢が育まれるなど、大変有意義であったとの報告がなされております。

しかしながら、その一方でこども議会に参加する議員の人数が限られ、その成果は各学校の一部の代表者だけのものになっているのではないかと、広く小・中学生にむつ市政に興味を持たせることを目的にするには、これまでとは違った工夫も必要ではないかと、このような課題も見えてきたため、

本年度はこども議会開催を一時休止し、今後のあり方について検証する年度といたしました。

この間学校現場では、いじめ防止対策推進法の施行に伴って、いじめの防止等のための対策を強化していく必要があったことから、平成25年度のこども議会で可決されたむつ市中学生いじめ防止宣言書をもとに、各学校におけるいじめ根絶に向けた児童会、生徒会を中心とした自主的、主体的な取り組みを推進してまいりました。

このような各学校の取り組みと並行して、教育委員会としては各学校に対してこども議会開催に係るアンケート調査を実施するなど、今後のこども議会のあり方について検討いたしました。その結果、平成27年度は市内小学生を議員として、こども議会を再び事業化することとし、その実施に当たっては、これまで子供たちが自分たちの学校の児童会、生徒会活動を通してお互いに討論を積み重ね実践してきた体験から生まれてきた意見を取り入れ、その主体性や創造性がさらに育まれていくものとなるよう工夫、改善を図りたいと考えております。

単に市政や市議会の仕組みを理解させるというだけではなく、子供たちが自ら進んで自分たちの生き方やむつ市の将来を考え、具体的に行動を起こしたその先にむつ市こども議会があるという発想を加え、今後こども議会の事業化に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 2回目ではありますが、順序は逆になりますけれども、教育委員会のほうから申し上げさせていただきます。

今古川教育部長からのご説明で、私は理解も納得もいたしました。私は、今からもう50年以上前になりますけれども、石原慎太郎が主宰する日本の新しい世代の会というのがありまして、そのメンバーの一人でありました。その仲間には、北海

道新党大地の鈴木宗男君、それから三浦雄一郎さん、今はもう亡くなりましたけれども、立川談志さん、むつ市にも来ております。それから、後に総理大臣になった細川護熙さん。細川護熙さんも、私が市議会議員になって2年ぐらい後ですか、29歳のときだったと思うのですが、むつ市に来ているのです。今のシルバー人材センターの場所にあったむつ市民集会所で演説会をやっておるのですが、当時から私たちは日本の新しい世代の会で、18歳から選挙権をということを叫んでまいりました。今国会で、ようやく各党会派が法案の整備をされて、1年半後の参議院議員選挙からこれが実施される運びになりました。喜ばしいことです。

戦後のある市で住民投票、これは事案にもよりますけれども、中学生から住民投票に参加させるということが行われております。だけれども、まだまだ若者の選挙離れと申しますか、政治離れが行われている残念な状況であります。ですから、この教育委員会で行うこども議会の開催の意義は、私は非常に大きいものがあるかと思っております。

これは遠島教育長はもとよりのこと、今度教育委員会の法改正になって、教育委員長と教育長が一緒になるのですが、市長にぜひ遠島教育長を推薦して……

○議長（山本留義） 川下議員、発言に……

○5番（川下八十美） 私も推薦してもらいたいというぐらいに、教育長の、これは実績はもとよりですけれども、何ととっても私は、これは紅一点、女性の古川教育部長の功績が大きいと思いますから、これは実行して、そして奮闘して、教育委員会の、あるいは教職員の先生方にもお手を煩わせることにはなりませんけれども、ぜひひとつ成功させていきたいということを申し上げておきます。これは、答弁は要りません。

予算のほうに戻りますが、今の市長の答弁の中

でも、財務部長から資料をいただいたわけでありますけれども、どうです、354億8,360万円の予算要求、そして31億1,160万8,000円の差額が生じておる。これは、私も厳しいことを言いますけれども、31億円の差額ということは、それだけ裏を返せば市民サービスができない予算だと言っても過言ではないでしょう。市長が就任して初めての予算編成でありました。3カ年続いた黒字の編成のみならず、市長が最初に編成したこの予算が1.2%マイナスの編成であった。私は、今市長を追及するのではないのです、同情しておるのです。そういう厳しい予算だと。そこで、後でつけ加えて申し上げますが、語呂合わせをされておらないということではありますが、それはそれとして結構でありましょう。

私は、これも大変恐縮でありましたけれども、2月25日、3月定例会開会初日、出席することができかねました。16日から青森市民病院の整形外科に入院中でありましたので、山本議長が27日ですか、わざわざ来ていただいて、予算書と議案書、それから市長の施政方針も持ってきていただいた。私は、病室で退屈なときに、市長、私なりに語呂合わせを試してみました。323億7,200万円ありますね。いわゆる323億7,200万円ですから、こう読ませていただきます。「財布の中身はさんざんでも、臆病にならず、夫婦ぞろ目で丸々太り円満だ」と。市長、好むと好まざるとにかかわらず、この323億7,200万円のむつ市の財布で、2月1日現在6万1,494人のむつ市民が1年間食っていかなければいけないのです、生活していかなければいけないのです。そうすると、この厳しい予算をどうして市民のために執行するか、実行するかは、宮下市長、あなたの双肩にかかっているのです。ですから、これからあなたは行政の最高責任者として、この執行に当たってどういった覚悟で、どういった心づもりの決意のもとにこの予算執行を

市民のために行うか。どうです、私の語呂合わせに対する批評もちょっとりあわせながら、市長の決意、所信の一端をご披露願えませんか、いかがですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

語呂合わせの感想と、それから予算編成を行った心構え、決意についてだと思えます。

まず、語呂合わせについてでありますけれども、私はにわかには、どの数字がどこの言葉に当たっているのかというのはちょっとわからなかったわけであります。ただ、でき上がったその「財布の中身はさんざんでも、臆病にならず、夫婦ぞろ目で丸々太り円満だ」、このフレーズですけれども、非常に昭和の薫りが漂う川下議員らしいものであるような気がいたしました。私には、本当にこの数字はただの予算額の数字にしか見えなかったわけでありますけれども、こういったものが昭和のフレーズに変換されてしまうということでもあります。

私自身は、まだ時間的にも、気持ちのうえでもあすのことを考えることが精いっぱいありますけれども、川下議員のように時間の余裕、そして気持ちの余裕を持った政治家に一日でも早く成長できるよう日々研さんを積んでまいりたいというふうに考えております。

それから、今般の予算編成の決意とこれからの執行に対する決意ということでもありますけれども、私はまず市長就任後、全部局の課題や懸案事項等について、本当に各課ごとにヒアリングを行わせていただきました。そういった中で実情の把握に努めてきたというところでもありますけれども、この中では当然のことながら、市の財政状況についての説明も受けたところであり、その厳しさにつきましては、数字をもって知らされたところでもあります。しかしながら、この歳出の削減と

いうのは、特に市の場合は住民のサービスとの兼ね合いもあって、決してたやすいものではないということを実感した次第であります。

財政の健全化は、私に課せられた大きな仕事の一つであるというふうな認識のもと、今後におきましても、平成28年度以降を見据え、早い段階から全庁一丸となって歳入歳出両面にわたり手を緩めることなく改革に取り組むことを改めて決意した次第であります。

市民の皆様、そして議員各位のご協力を得ながら、健全な財政構造への転換、すなわち身の丈に合った財政運営の実現に向けて努力を重ねてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 3回目ですから、これで終わりますから、ひとつおつき合い願いたいと思います。

市長、語呂合わせと手品は、種明かしするとおもしろみも味もそっけもなくなりますから、ゆっくりひとつ後であれしてください。

要は、我々のむつ市の財源がないということなのです。この財源をどうするか。今回の予算編成には、核燃料サイクルの交付金も計上されておられないようであります。ですから、これはスケジュールどおりはもちろんですけれども、一日も早く行うことによって交付金も入ってきます。さらに、そのうえで使用済み燃料キャスクで、我々の中間貯蔵施設に入ってくる。これは、市独自で条例を制定すれば、核燃料税ももらえるわけであります。それから、きょうは総括でありますから、これ以上言いませんが、ふるさと納税、特典に期待されるのではなくして、ふるさと納税というのはむつ市を、下北のむつ市を自分たちも応援していこうという全国民にそういうメッセージを与えなければいけないのです。



市長、今ゲノム編成といいまして、日本語で言えば遺伝子編成の時代になってきました。人間の世界が神の世界に入り込む時代になってきたのです。ですから、市長を中心に行政当局はもちろんのこと、アイデアを出し合って、我々議会と切磋琢磨し合いながら、少ない財源でも予算でも財布でも、市民のために、むつ市のためにお互いに頑張っていこうではありませんか。

終わります。

○議長（山本留義） これで川下八十美議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 市長におかれましては、短期間にこういう6万数千人の市民に影響する予算をおつくりになって、本当にご苦労さまでございました。敬意を表したいと思います。

それで、この予算を見ますと、期待どおりのところもあるし、若干ちょっと違うなというところもありましたので、ちょっと総括質疑させていただきたいと思うのですが。

道の駅の整備事業費が1,012万8,000円というふうに計上されておりました。こういう事業なんかは私はカットされるのかなと思っていましたら、のっていたと。あと北の防人事業も、総額で14億円の事業ですか、やっぱりこういう事業もそれなりにてこ入れされるかなと思ったら、1億2,679万9,000円というふうに計上されていて、ちょっとここはがっかりしたところがあります。

それと、支出のうへの予算でかなり大きい部分を占めるのが下水道事業が6億9,000万円、下北医療センターのほうで15億円、あとし尿とかごみ処理のほうで18億円と、こういう大きい支出の部分が相も変わらず支出されているというところが、やはりこういうところをこれからどうするかというのが大きい課題かなと私は思っております。

それと、これからむつ市の大きい事業として考えられるのが、一般質問でもありましたが、体育館の事業、これが40億円ぐらいとかというふうな数字が飛び交っておりました。それと、あとむつ総合病院の入院病棟、これが100億円以上の事業、それとごみの焼却炉の新設、これもまた100億円以上の事業、こういう事業が待っているという前提で、それでお聞きしたいのでありますが、それでいろいろ言葉は飛び交ってありますが、財政再生団体にもなるような雰囲気だということであります。施政方針では、赤字団体はおろか財政再生団体への転落も十分危惧されるというふうに判断した理由を改めてちょっとお聞きしたい。今までいろいろ答弁ありましたが、改めてお聞きしたい。

そして、それへの対策、これもいろいろ答弁では今までの議員の質問でありましたが、これも改めて聞きたい。その対策が予算にどういうふうに反映されているのかということ。そして、2点目が、こういう苦しい財政をしつかりとしたものにするには、私はやっぱり職員と市民でないかなというふうに思っておりました。それで、職員や市民のアイデア、これがよく生かされる職場づくり、行政づくり、これが健全財政のかなめではないかなというふうに思っておりましたので、この点についてもちょっとお聞きしたいというふうに思います。よろしく願います。

そして、2点目が、こういう苦しい財政をしつかりとしたものにするには、私はやっぱり職員と市民でないかなというふうに思っておりました。それで、職員や市民のアイデア、これがよく生かされる職場づくり、行政づくり、これが健全財政のかなめではないかなというふうに思っておりましたので、この点についてもちょっとお聞きしたいというふうに思います。よろしく願います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

赤字団体はおろか、財政再生団体への転落も十分危惧されると判断した理由と、それへの対策がどのように予算に反映されているかというお尋ねだったと思います。

予算編成方針でもお示しましたように、何の対策も講じることなくこのままの財政運営を続け

た場合、平成27年度決算において再び赤字団体に転落し、以降年々赤字額が膨れ上がり、平成32年度決算では25億8,000万円の累積赤字を抱える見通しとなっております。しかしながら、この25億8,000万円という数字ですら除排雪経費を毎年5億円と見込んだ試算でありまして、ここ数年並みの7億円ベースで推移したとすると、平成32年度決算における累積赤字が当市の財政再生基準の36億円を超えるというようなことも試算として計上されています。したがって、こうした判断に至った次第であります。

また、財源対策の予算への反映につきましては、これ繰り返しになりますけれども、ご了承ください。まず一般財源ベースで5億円の削減を目標とした財源対策のたたき台を作成し、これをもって庁内組織であります政策調整会議において、その可否についての議論を重ねるとともに、予算査定とも連動させることで、十分とは言えないものの、一定の成果は得られたというところであり、結果として予算要求額の総額354億8,360万8,000円に対して当初予算額を323億7,200万円まで圧縮することができたというところでもあります。

それから、お尋ねの2点目でありますけれども、職員や市民の皆様のアイデアが生かされる職場行政づくりが重要ではないか、財政健全化のために重要ではないかということでございます。私は、当市の財政の現状を踏まえ、今後においては歳入歳出両面にわたる改革の実行を第一義としたところではありますが、一方では現在も行われている政策調整会議、これは職員の会議でございます。それから職員提案制度、ここからは対市民の市民協働という形でやらせていただいております市民協働まちづくり会議、おでかけ市長室、「町内会イキキふれあいトーキング」など職員や市民の皆様からのアイデアを行政に反映していく取り組みも既に行っておりますし、今後も継続してまいり

たいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 若干過去を振り返りますと、私は基本的に与党でありませんので、野党の立場で決算とか予算には反対をしてみたいのですが、その大きな理由は、やはり無計画的な箱物というものに関しては、本当に目くじらを立てるように、それはやめなさいということで私は反対をいたしました。この過去を振り返ると、来さまい館だとか克雪ドームの周辺整備だとか早掛沼オートキャンプ場、本庁舎移転もいきなりでしたね。釜臥山展望台の観光道路だとか、こういうふうなのが、短期間で10億円以上の事業がばばばとやられた。これがやはり財政を悪化させた大きい要因ではないかなと。

それと、あとむつ総合病院の入院病棟は30億円で建てたけれども、外来棟は80億円ぐらいかけて平成2年か3年あたりにつくって、その返済が大変です。そして、その後一気に経営が悪化して100億円の累積赤字、これもむつ市の財政にすごく打撃を与えた。

こういう過去をしっかりと総括して、副市長が一番この中ではご存じですので、副市長から十分ヒアリングしてもらいたと思います。やっぱりこういう轍を踏んでほしくない。さっき言ったように、これから入院病棟の100億円の事業だとか、ごみ焼却炉の100億円事業をやらなくてはいけませんので、そういうところが余り豪華にならないで、きちんと費用対効果があるようなものをつくっていく。そして、場当たりのそういう箱物はやめていく。そういうまた担保になるのが職員だと思うのです。こういう状況の中でこういう事業をやっていいのかと。職員は、やっぱり市長に右倣えのような言い方をすると出世するだとか、余り嫌がられないというふうなのが当然ある

と思います。そういう意味では市長は市の職員のアイデア、耳に痛いアイデアだけでも、そういうのをしっかりと受けとめるような市長になってほしいなど。当然市民からの意見もそういう意見がいっぱいあると思うのです、耳に痛いような意見。そういう意見も十分吸収して、そういうことを言った方が左遷させられるとか、どこか端っこにやるとか、そういうふうな発想をしないで、そういう方を……

○議長（山本留義） 横垣議員、発言に気をつけてお願いします。

○2番（横垣成年） そういう方を逆に半分ぐらい自分の周りに置くような、そういう懐の広い市政運営をしてほしいなという意味で、私はこういうアイデアが十分生かされる職場づくりをしてほしいなというのは、そういう意味で言ったのでありますが、そういうところのお考えをちょっとお聞きしたいなど。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ご懸念のことはよく承知しているつもりですが、何かご質疑を聞いていると、何か私と職員が違う方向を向いているような印象を受けるような質疑でありましたけれども、決してそんなことはございません。

この予算編成というのは、非常に莫大な作業時間がかかるものでありまして、これ到底私一人でできるものではないですし、今回さまざまな新しい事業も盛り込ませていただきましたけれども、その中の多くは職員の方々からのアイデアを採用させていただいております。私としては、何か私が独断で物を決めてどうのこうのということではなくて、職員と一丸となって市政運営に臨んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） よくわかりました。そういう姿勢でぜひともよろしく願いいたします。終わります。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

次は、議案第35号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号 平成27年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号 平成27年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

以上で平成27年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号から議案第40号までの平成27年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員24名で構成する予算審査特別委員会を設置し、こ

れに付託のうえ審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第40号までの平成27年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員24名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時33分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に佐々木肇議員、副委員長に菊池光弘議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第1号

○議長(山本留義) 次は、日程第42 報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることに

ついて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第2号

○議長(山本留義) 次は、日程第43 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

た。

#### ◇報告第3号

○議長(山本留義) 次は、日程第44 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第4号

○議長(山本留義) 次は、日程第45 報告第4号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第5号

○議長(山本留義) 次は、日程第46 報告第5号

専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第6号

○議長(山本留義) 次は、日程第47 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は承認することに決定いたしました。

#### ◎散会の宣告

○議長(山本留義) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月13日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月16日及び17日は予算審査特別委員会のため、また3月18日及び19日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、明3月13日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月16日及び17日は予算審査特別委員会のため、また3月18日及び19日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月14日及び15日は休日のため休会とし、3月20日は付託議案審議、追加議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時40分 散会